



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

平成 29 年 6 月号

《 所長便り 》

皆さん、こんにちは。
梅雨に入りましたねー。

先週、秋に開業予定の支店の改装打ち合わせに行きました。

この店舗は、ドライブイン春日井というお店で私の同級生の親が経営していました。



小学生や中学生の時によくかき氷を食べさせてもらったりして、思い出深い場所で、その場所で仕事出来ることを、運命に感じています。

今、春日井で経営しているからこそ、縁があったわけで、地元で商売やるのってやっぱりいいなあと思っています。

ちょっと現実に戻ると、この店舗が税理士事務所っぽくなるのか、やるなら成功しないといかんし、プレッシャーでいっぱいです。...



before after は、また 8 月位に(笑)



三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

《 経営情報 》 文責：伊藤

29 年度税制改正で、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われました。税務署からお知らせのチラシが既に手元へ渡っている方もいらっしゃるかもしれません。

以下は平成 30 年分以降の所得税について適用されます。

納税者本人の受けられる控除として、控除額 38 万円の対象となる配偶者の給与収入の上限が 103 万円から 150 万円に引き上げられました。150 万円を超える場合は、201 万円まで配偶者特別控除として金額によって段階的に異なる額の控除が受けられるようになっています。働きたい人が就業調整を意識しなくても済む仕組み作りの観点からの変更です。

ただし配偶者控除等を受ける納税者本人に収入制限が設けられており、給与収入が 1,120 万円(合計所得 900 万円)を超える場合には配偶者の収入を加味した額の控除が適用されることとなります。つまり、控除額を決定するためには、配偶者の所得と、納税者本人の所得が必要になってきます。

わかりやすい改正や控除額表などは財務省 HP でも公開されていますのでご確認ください。

http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei17.htm

《今月の税務》

- ・ 4 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税
申告期限…6 月 30 日
- ・ 10 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…6 月 30 日
- ・ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第 1 期分) 納付期限…6 月 30 日
- ・ 源泉所得税納期の特例分(1 月～6 月分)の納付 納付期限…7 月 10 日
- ・ 6 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 納付期限…7 月 10 日
- ・ 所得税の予定納税額の減額申請 申請期限…7 月 18 日

《 行楽日記 》 文責：谷口

週末に家族で鞍ヶ池公園へ行ってきました。鞍ヶ池は江戸時代の初めに農業用のため池として作られたそうです。



今ではボート遊びができ、とても綺麗に整備されています。他にも様々な施設があり、大人から子供まで楽しめる総合施設といった感じでした。

特に子供の遊び場が充実していて、外にはトランポリンがありますし、屋内で遊べる大きなプレイハウスもあります。あとは植物園に入って熱帯魚や変わった植物を見て楽しみました。

公園は広いので全てを見て回れませんでした。次回は牧場や動物園、英国庭園にも行ってみたいと思います。季節によって桜を楽しめる場所もあるようです。

みなさんもお出かけしてみたいはいかがでしょうか。自然に囲まれたとても素敵な場所でしたよ。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info